

令和5年度
スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（実証支援事業）
補助金の公募について（公募要領）

北九州市は、スタートアップ・エコシステム推進拠点都市として、強みである「環境・ロボット」やDX分野を中心にテック系エコシステムの形成に取り組んでいます。

「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（実証支援事業）」（以下「本事業」）は、北九州市内で実証実験を行うスタートアップ企業に対して、最大で250万円の補助金交付に加え、産学官金が連携した伴走支援を行う事業です。

この公募では、本事業を通じて、北九州市内の地域課題の解決への寄与や、市内の雇用創出を積極的に図っていこうとする熱意のあるスタートアップ企業を募集します。

本事業への応募をご検討される場合は、本公募要領及び「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（実証支援事業）補助金交付要綱」に従いご応募ください。

1 本事業の概要

（1）目的

拠点都市の実施主体である「北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」）では、北九州市から大きく成長するスタートアップの輩出（ユニコーン1社）と、北九州市内で活躍するスタートアップの件数増加（100社）を、令和6年度までの目標として掲げています。

本事業では、実証フィールドの提供や資金支援を行うことで、製品・サービスの社会実装など、スタートアップの更なる成長を図ることを目的としています。

また、本事業を通じて、市外のスタートアップに北九州市を知ってもらい、北九州市を拠点に事業成長していただくことで、北九州市の更なる産業の活性化を図ることを目的としています。

（2）概要

北九州市内で実証実験を行うスタートアップ企業に対して、ビジネスモデルの検証や試作品の改良などに係る費用の一部を補助します。

（上限額）①環境・ロボット・DX：250万円 ②その他：100万円 ※補助率2/3

2 資格要件

以下の要件を全て満たすスタートアップ企業（※）とします。なお、④の「新たに補助事業を開始しようとする者」につきましては、補助金の交付決定後30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出してもらいます。

要件	
①	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業（※）に該当しないこと。
②	法人格を有すること。
③	市区町村税を滞納していないこと。
④	北九州市内に本社若しくは事業所（支店、営業所等）を有すること。又は、北九州市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。
⑤	前年度において、本補助金の交付を受けていないこと。
⑥	前年度以前において、本補助金の交付を受けたときに実施した補助事業と同一の事業ではないこと。
⑦	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※ スタートアップ企業とは、革新的な技術やアイデアに基づくビジネスモデルにより、急速に成長することを志向する、創業して概ね15年以内の企業をいう。

※ みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が、1,000人超の法人）から2分の1以上の出資をうける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

3 募集内容

北九州市の課題の解決や市民生活の質の向上につながる、北九州市内で行う実証実験の取組みを募集します。

以下のテーマ一覧より一つテーマを選択していただきます。なお、No.1からNo.6までが北九州市が設定したテーマであり、No.7は提案者が設定するフリーテーマとなります。

【テーマ一覧】

No.	テーマ	内容
1	市民の安全をすばやく守れ！老朽化した公共施設の危険除去	解決したい課題 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した小中学校や市営住宅の外壁が落下する事故が相次いでいる。 ・不具合箇所が高所の場合、落下（の可能性のある）物を除去するために足場等が必要となるため時間を要する。

		<p>実現したいこと・解決策・求める技術等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中層から高層の公共施設の外壁（コンクリート等）の、今にも落下の恐れがある範囲を点検しながら応急処置まで同時に行う方法。 ※落下（の可能性のある）物を除去（意図的に落下させる若しくは回収する）、又は固定する。 ※足場等を掛けずに、安価に実施できる方法。 例えば、今にも外壁が落下しそうな箇所を叩き落とし、保護剤等を塗布する等。 <p>想定する実証内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設数ヶ所にて落下物の除去・固定等の有効な方法を検証する。
2	<p>道路施設の点検・管理DX</p>	<p>解決したい課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設（標識）について、台帳がないことから、電子台帳の作成を必要としている。 <p>実現したいこと・解決策・求める技術等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両等にカメラを搭載し、走行するだけで道路施設（標識）を自動判別、位置情報及び写真等を自動登録する電子管理台帳（地図機能含む）を生成する。 <p>〈可能であれば追加したい技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子管理台帳に施設の状況を入力できる。 ・施設を新設・更新、点検した後に現場から誰でも容易に施設状況の入力が行える。 ・道路施設の損傷や不具合を検知する。 ・管理台帳と ArcGIS との自動連携。 <p>想定する実証内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地実証を行い、正しい位置情報や識別可能な写真等が自動登録された電子管理台帳（地図機能含む）が生成されたかどうかを検証する。
3	<p>施設の空調設備における電気・ガス使用量の最適化（BEMS）</p>	<p>解決したい課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料価格の高騰に伴う電気・ガス料金の値上げが、施設の維持管理費を圧迫している。 <p>実現したいこと・解決策・求める技術等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備における電気・ガス使用量の削減。 <p>想定する実証内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設または民間施設にBEMSを導入し、導入前後の電気・ガス使用量を比較検証する。

4	<p>野生鳥獣の追い払いと生息域調査</p>	<p>解決したい課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣（カラス、イノシシ、シカ、サル、アライグマ）が住民を攻撃したり、生活環境や畑を荒らしている。 ・広域での監視装置の設置・維持やデータ分析等の調査には、多くの労力やコストを要する。 <p>実現したいこと・解決策・求める技術等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に襲来するカラスを追い払う（例えば、1人で操縦するドローン編隊がカラスの群れを囲む・追い込む等）。 ・野生鳥獣の分類ごとに、生息域・数を把握。映像分析はAIが行い、現地踏査を不要にできる技術。 <p>〈可能であれば追加したい技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の生息域・数をGISへプロット。 ・人工衛星の活用（ドローンを使用しないリモートセンシング）。 <p>想定する実証内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が指定するエリア・施設にて野生鳥獣の追い払いと生息域調査を実施し、その効果を測定する。
5	<p>放置竹林対策に資する竹・竹炭のアップサイクルや、浄水器メーカー(株)タカギ等の市内事業者が提供する活性炭のアップサイクル</p>	<p>解決したい課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置された竹林が周囲の森林を侵食している。 ・浄水器に用いられる活性炭（ヤシガラ）の端材が廃棄処分されている。 <p>実現したいこと・解決策・求める技術等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹、竹炭、活性炭の端材（いずれかで可）をアップサイクルし有効活用したい。 ・素材の供給からアップサイクル、利活用に至るサプライチェーンを構築したい。 <p>想定する実証内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹、竹炭又は活性炭（ヤシガラ）の端材からプロダクトを生み出し、効果を検証する。
6	<p>公共トイレ（非住宅）空間の不快感の臭いの解決</p>	<p>解決したい課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共トイレでは独特の不快感の臭いがあり、快適なトイレ体験に課題がある。 <p>実現したいこと・解決策・求める技術等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な公共トイレ空間内の不快感の臭いを解決する技術。 <p>〈可能であれば追加したい技術等〉</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・上記手段を用いた解決策の効果の見える化 <p>想定する実証内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市内の公共トイレにて不快な臭いを解決する技術を検証する。
7	フリーテーマ (提案者が設定)	市の課題の解決や市民生活の質の向上につながる事業計画であること。

4 補助金の額及び補助対象経費

(1) 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内を前提条件とし、以下の2つの額のうち、小さい方の額を交付額の上限とします。

金額		内容	
①	補助対象経費の3分の2以内の額	千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額	
②	補助上限額 (250万円又は100万円)	環境、ロボット、DXの分野	250万円
		上記以外の分野	100万円

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施するうえで必要となる最も安価かつ効果的な以下に関するものを対象（旅費以外の経費にかかる消費税相当分は対象外）とします。対象となるかどうか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

経費項目	内容
消耗品費	補助事業の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費（取得価額が10万円未満（消費税込）、または使用可能期間（法定耐用年数）が1年未満のもの）
労務費	補助事業を実施するために新たに雇用したアルバイト、パートの経費
旅費	補助事業を実施するために必要とする人員の旅費、滞在費
外注費	補助事業実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費
その他経費	上記経費の他、補助事業実施に直接必要な経費（知的財産権関連経費、リース料、施設等使用料、運送費、謝金等）

※ 対象外経費について

- ・ 上記の経費であっても、支払を証明することができないものは対象外とします。
- ・ 補助事業と関係のないものや、補助事業と関係のあるものであっても日用品や汎用性の高いものは対象外とします。
- ・ その他、支払家賃（資格要件である事業所設置に係る経費を含む。）、交際費、食料費、金融機関への振込手数料、代引き手数料等も対象外とします。

※ 補助金交付申請時に提出が必要となる資料について

- 申請にあたっては、1品当たりの単価が20万円以上（消費税込）の経費を計上する場合は見積書を添付してください。また、1契約が100万円以上（消費税込）の経費を計上する場合は、原則2者以上の見積書（見積競争の実施。ただし、特別な理由があり、業者が1者に特定される場合は、指定様式（経費予算明細書）にその理由（業者が1者に特定される理由、価格の妥当性）を記載すること。）の他、仕様書、契約書案を添付してください。
- 労務費の額は、雇用契約書等に基づく時間単価に、補助事業に従事した時間（所定労働時間の範囲内）を乗じて得た額としますので、時間単価の算出根拠となる雇用契約書等の他、就業規則、労働協約、給与規則等の就業に係る書類を添付してください。
- 旅費の額は、旅費規程を定めている場合はそれに基づいた金額、旅費規程を定めていない場合は実額（インターネットなどの手段により確認した運賃・料金の額）としますので、旅費規程を添付するとともに、指定様式（経費予算明細書）に、単価、数量など（出張者、用務先、日時、目的など）を記載してください。

5 全体スケジュール

項目	時期	内容
事業計画書 募集期間	7月4日(火) ～7月26日(水)	事業計画書（指定様式）及び会社紹介資料（任意様式）を所定の手続きに従って提出してください。
書面審査	8月初旬	ご提出いただく上記書類をもとに、書面審査を行います。審査通過者は10者程度を予定しています。審査結果は事務局より連絡します。
補助金交付 申請期間	8月21日(月)まで	書面審査通過者を対象に補助金の交付申請を受け付けます。申請手続きの案内は、書面審査通過者に対して個別に行います。
プレゼン審査	8月24日(木)午後	外部専門家を含む審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。
採択者決定 (審査結果通知)	8月末	採択者数は7者程度を予定しています。審査結果は、申請者全員に対し、採択者には交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を、不採択者には不交付決定通知書を送付します。
実証実験 実施期間	9月～2月末 (約半年間)	交付決定後、翌年2月末までを目途に実証実験行っていただきます。また、月1回程度の定例打合せ（事業進捗の確認や経理事務モニタリング）の他、各企業のニーズに応じた伴走支援を行います。

		また、補助金の概算払いを希望する場合、交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額を交付します。(11月頃)
成果報告会	3月中	補助事業の成果の披露を行っていただきます。(本市主催)
補助金の精算	4月	補助事業の実績報告を行っていただき、補助金の額の確定及び精算払いを行います。 一方、補助金の概算払いを受けた場合で、その額よりも確定額の方が小さい場合は、その差額を返還していただきます。

6 応募手続き

(1) 提出書類 (事業計画書)

ご提出いただく書類は以下のとおりです。指定様式は、北九州市のホームページよりダウンロードしてください。

(URL : https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/326_00040.html)

提出書類		指定様式の有無
①	事業計画書 (事業概要)	有
②	事業計画書 (実証実験計画)	有
③	会社紹介資料	無 (既存資料)

(2) 提出方法

以下のURL (Google フォーム) にアクセスし、上記 (1) の提出書類をアップロードして提出してください。なお、提出された書類の修正や返却はできません。

アップロード先のURL (Google フォーム)
URL : https://forms.gle/qwJsRHBBSWNJvd7o7

※ アップロードに際してはGoogle アカウント (無料) の作成が必要です。

作成方法 : <https://support.google.com/accounts/answer/27441?hl=ja>

※ アップロードができない場合は、「10 問い合わせ先」までご一報をお願いします。

(3) 提出期限

令和5年7月26日 (水) 17時必着

(4) 補助金交付申請について

書面審査通過者を対象に補助金の交付申請を受け付けます。申請期間は、書面審査結果の通知以降、令和5年8月21日 (月) 17時までの期間とします。

申請書類は以下のとおりです。指定様式の送付や申請方法の案内は、書面審査通過者に対して個別に行います。

提出書類		指定様式の有無
①	補助金交付申請書	有
②	申請者の概要	有
③	事業計画書（事業概要）	有
④	事業計画書（実証実験計画）	有
⑤	経費予算明細書	有
⑥	⑤の積算根拠のわかる資料	無
⑦	役員等名簿	有
⑧	暴力団排除に関する誓約書	有
⑨	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	無
⑩	株主名簿（持ち株比率のわかるもの）	無
⑪	直近の市区町村税の滞納がないことの証明 （各市区町村（東京都の場合は都税事務所）で発行される納税証明書）	無
⑫	直近2期分の決算関係書類 （貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書）	無

7 審査等

（1）書面審査

ご提出いただく上記6（1）の書類をもとに、外部専門家を含む審査委員4名による書面審査を行います。審査を行うに当たり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。

審査結果は8月初旬に事務局より連絡します。また、審査通過者には、審査員からのコメントの送付及び補助金交付申請の案内もあわせて行います。

（2）プレゼンテーション審査

外部専門家を含む審査委員5名による審査会において、プレゼンテーションを行っていただきます。

ア 対象者

書面審査通過者であり、かつ、補助金交付申請を申請期間内に行った者

イ 審査会の日程

令和5年8月24日（木）午後 ※時間や開催方法等は別途案内

ウ 審査方法

ご提出いただく上記6（4）の書類（③と④の書類）の内容に基づいた自由形式のプレゼンテーションを5分程度行っていただいた後、審査員より質疑を10分程度行います。

(3) 審査基準

審査（書面審査及びプレゼンテーション審査）は、以下の観点で行います。

評価項目		評価の視点	配点
事業性	社会性	・社会へもたらすインパクトの大きさ・広がりはあるか。 ・SDGs で掲げる社会課題解決と両立するものか。	10 点
	先進性、 競合優位性	・競合相手に対して優位な技術や特許等を有し、その技術等は模倣困難なものであるか。	10 点
	市場性、 成長性	・ターゲット顧客が明確で需要が見込めるか。 ・事業及び参入市場の成長可能性・収益性があるか。	10 点
北九州市 での取組	北九州市で 実証実験を 行う意義	・北九州市の現状・課題を十分に理解した解決策及び実証実験の提案であるか。	15 点
	実証実験の 成果目標、 実施体制	・設定目標は、検証したい仮説を踏まえた明確かつ適切なものであるか。 ・本実証実験の計画及び経理事務を遂行できる実施体制となっているか。	10 点
	実証実験の 実現可能性	・実証フィールド（場所や協力先）の調整の目途は立っているか。 ・想定されるリスクや障壁となる法規制への対策が講じられているか。	15 点
	北九州市 への貢献	・本実証実験後の事業展開や事業化により、将来北九州市にもたらすメリットが期待できるだけの具体的な計画が検討されているか。また、その熱意が感じられるか。	10 点
その他 (加点)	市内企業	・北九州市内に本社または主たる事業所を有するか。	10 点
	重点分野	・北九州市が重視する「環境・ロボット」産業の強化、ものづくり DX 推進、「宇宙・半導体」関連産業の推進に資する技術や特許、実績を有するか。	10 点
合計			100 点

(4) 採択企業の決定（審査結果の通知）

採択企業は、プレゼンテーション審査を参考に北九州市が決定します。

審査結果は、8月末頃に通知を送付予定です。採択企業には交付決定額及び交付条件を記載した補助金交付決定通知書を、不採択企業には補助金不交付通知書を送付します。

審査の内容によっては、申請内容に修正を加えた内容で交付を決定する場合があります

が、交付決定通知書の内容について異議がある場合は、交付決定日から 15 日以内に申請の取下げをすることができます。

なお、交付条件は以下のとおりであり、条件を満たさない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

交付条件	
①	補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。
②	補助対象経費における各経費項目の金額を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市長の承認を必要としない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各経費項目において、20%以内の額を増減する場合 ・ 一つの経費項目において20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が補助対象経費全体の5%を超える増減とならない場合
③	補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
④	補助事業が予定の期間内に完了しない場合や遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
⑤	補助事業の経理については、補助事業以外の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
⑥	申請の時点で北九州市内に本社若しくは事業所を設置していなかった場合は、交付決定通知書に記載してある日の翌日から起算して30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出しなければならない。

8 採択後の流れ

(1) 補助金交付（概算払）

補助事業を実施するために必要がある場合は、補助金の概算払を行うことができます。概算払を受けようとする場合は、概算払請求申請書（別途案内）の提出が必要であり、概算払の額は、審査により決定した交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額とします。

(2) 補助事業の実施期間

補助金の交付決定日（補助金交付決定通知書に記載のある日）から翌年3月末日までを補助事業の実施期間とします。ただし、実証実験は翌年2月末日を目途に完了していただき、3月は、成果報告会の準備、未払い分の補助対象経費の支払いや事業報告書の作成等の補助金の精算手続きに充てていただきます。

また、補助事業の実施期間中は、月1回程度の定例打合せ（事業進捗の確認や経理事務モニタリング）のほか、各企業のニーズに応じた支援を行います。

(3) 成果報告会

令和6年3月中下旬を目安に、本事業の成果発表の場を設けます。日時含め開催方法については、決定し次第ご案内します。

(4) 補助金の精算

補助事業完了後、以下の報告書をご提出していただきます。本書類を受理後、最終的な補助金の額を確定（精算）し、補助金の概算払いを受けていない場合は、補助金を交付します。なお、補助金の概算払いを受けた場合で、その額よりも確定額の方が小さい場合は、その差額を返還していただきます。

実績報告における提出書類 ※別途案内
実績報告書
事業報告書
経費支出明細書
領収書等支払いが確認できる書類の写し

9 その他の注意事項

(1) 併給制限

本事業への申請内容と同一事業内容で、同一年度中に国・自治体その他関係団体から補助金等の資金助成を受ける場合は、本補助金の交付を受けることはできません。（申請自体を妨げるものではありません。）

(2) 事業計画書の提出数

事業計画書の提出は1者につき1テーマのみとします。

(3) 交付決定の取り消し

以下の事由に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されている場合には、補助金を返還していただきます。

取り消し事由	
①	偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
②	補助対象経費に該当しない用途で補助金を使用した場合
③	補助金の交付条件及びその他補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反した場合

10 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記までEメール（急ぎの場合は電話）にてお願いします。

全体説明会は開催しませんが、ご希望する場合は、オンラインによる個別相談（30分程度）を受け付けます。また、下記サイトにて、事業説明動画及び前年度採択者のトークセッションを公開していますので、本公募要領とあわせてご確認ください。

<問い合わせ先>

■個別相談、事業計画書、書類の提出方法、審査に関すること

スタートアップ SDGs イノベーショントライアル事業運営事務局

（受託業者：有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所）

担 当：田中（タナカ）

Eメール：sit.kitaa@gmail.com 電話番号：080-4154-7028

■その他に関すること（資格要件、提出書類、補助対象経費など）

北九州市産業経済局スタートアップ推進課

担 当：小濱（オバマ）、井上（イノウエ）

Eメール：san-startup@city.kitakyushu.lg.jp 電話番号：093-551-3605

■公式サイト等

・サイト URL：https://sit-k.net/trial01

・事業説明動画 URL：https://youtu.be/WHF41JjVXPY